

仙台地方裁判所委員会(第33回)議事概要

1 開催日時

平成30年5月15日(火)午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所

仙台地方裁判所第5会議室

3 出席者

(1) 委 員

相原和裕, 板橋隆三, 伊丹相治, 大井川貴彦, 加藤亮, 倉林千枝子, 児嶋隆司, 櫻井浩, 志間俊雄, 庄子直, 鈴木健也, 大善文男, 天童睦子, 星野健一(50音順, 敬称略)

(2) 庶務担当者

池田事務局長, 金澤事務局次長, 萌出総務課長, 熊谷総務課課長補佐, 原総務課広報係長

4 議題

裁判所における来庁者の安全確保について

5 議事等

(1) 開会

(2) 委員の変動報告

石神敏夫委員, 島村浩昭委員, 原谷守委員, 渡辺安子委員が退任し, 相原和裕委員, 伊丹相治委員, 児嶋隆司委員, 星野健一委員が新任され, 櫻井浩委員が再任された旨を報告

(3) 議題「裁判所の来庁者の安全確保について」

ア 説明

仙台地方裁判所における来庁者の安全確保に関する取組等について, 萌出総務課長が別添「裁判所における来庁者の安全確保について」を用いて説明を行った。

イ 意見交換の要旨

別紙のとおり

(4) 委員意見を踏まえた裁判所の取組報告

第32回委員会における委員意見等を踏まえ, 裁判員制度の広報に関して裁判所が取り組んでいる状況について, 池田事務局長が報告した。

6 次回期日等

(1) 次回期日 平成30年11月13日(火)午後1時30分

(2) テーマ 未定(追って調整する。)

(別紙)

意見交換の要旨

(◎委員長, ○委員, □説明者)

- ◎ まず、裁判所からの説明に関する御質問等があれば、伺いたい。
- 平成29年6月16日に仙台地裁で発生した事件の事実関係について、もう少し詳しくお聴きしたい。
- 刑事裁判に出頭し、出廷していた保釈中の被告人が、判決宣告の途中に、あらかじめ衣服のポケット内に忍ばせていた刃物を振り回して傍聴席側から逃走しようとし、それを取り押さえようとした警察官3人のうち2人の顔や背中を切り付けてけがを負わせたという事案である。
- 被告人が犯行に及んだ意図についてもお聴きしたい。
- ◎ 明らかになっている範囲でお答えすると、被告人は、保釈中ということで、特に警備態勢ではなく、身柄を拘束されていることもなく、着衣に刃物を忍ばせて持ち込んだということである。警察官3人は、警備等ではなく、たまたま裁判を傍聴に来ていたところであり、被告人を取り押さえようとした。以下は推測であり、これから刑事裁判によって明らかになると思われるところであるが、被告人は、実刑判決を受けたということで、保釈中の身から身柄の拘束を受けることになるので、傍聴席側から逃走を図ったということのようである。
- この事件を踏まえて、今後どのような対策をしていくかということが課題であるということか。
- ◎ 保釈中の被告人に対しても所持品検査を行ったり、今年の1月から始めた入庁検査を行うというのは、この事件を踏まえたものということになる。
- 入庁時の所持品検査を始めた平成30年1月15日から現在まで、来庁者が危険物を持ち込もうとして、入口で発見されたケースがあるかお聴きしたい。
- 今年の1月15日からゲート式の金属探知機による検査を、さらに、4月からはX線による所持品検査も加えて行っている。検査を行っていることをあらかじめ来庁者の方に知っていただくために、持込禁止物については、入口に大きな看板を置いて例を示して注意喚起している。故意かどうかは不明であるが、禁止物の発見は数件あり、例えば、折り畳み式ナイフを持っていた方や、文房具としてではあるがカッター5本を持っていた方がいたことから、その場で御説明した上で、建物1階入口付近に設置しているロッカーに預け入れてもらったり、代理人弁護士に預けていただいたりして対応してきた。
- 例えば、空港では、液体の持込みについても検査を受け、原則として持込みが禁止されるが、その点は検査をしているのかお聴きしたい。

- そうした検査までは行っていない。
- 北側と西側の庁舎入口が開いていない時間帯に、一般の方が庁舎に入ることはあるのか。ある場合、どのように対応しているのか、所持品検査等は行っているのかお聞きしたい。
- 夜間や休日に令状の請求があり、裁判所は24時間365日事務処理を行っていることから、この庁舎では当直室に当直員がいる。来庁した方の用件に応じて、当直用入口の窓口で対応している。また、夜間や休日に庁舎に入るケースとしては、警察官が書類を提出する場合等であり、その場合は所持品検査を行っていない。
- 入庁時の検査のために庁舎入口に立っている警備員は、全員が民間業者の方かお聞きしたい。
- 全員が民間業者である。
- 印象として、結構多くの警備員が配置されているような気がするが、何人配置されているのかお聞きしたい。
- 来庁者の人数規模は時間帯によって変動があることから、最も多い時間帯については、メインとなる玄関に10人程度配置しており、来庁者が少ない時間帯には、5人程度配置するなど、配置する警備員の人数については、時間帯ごとの来庁者数の傾向に応じて増減するなど、メリハリを付けて委託をして警備している実情にある。ちなみに、家簡裁庁舎に抜ける通路のところには最大で5人程度配置している。
- 入庁時の所持品検査を免除されている人やケースはあるかお聞きしたい。
- 裁判所職員以外では、例えば、検察庁で身分を確認しているということでバッジや身分証明書を携帯する検察官や検察事務官、弁護士会で身分を確認しているということでバッジや身分証明書を携帯する弁護士や弁護士事務所の事務員、そのほかにも裁判所にほぼ毎日のように出入りする業者の方で、事前に申請をした上で一定の条件の下で入庁許可証を発行されている方などが挙げられる。また、裁判員の方も、選任後は裁判所職員の身分になるということで、特に検査を受けずに入庁している。
- 検査を必要とするような事案や場合について、検査のカバー率はどの程度かお聞きしたい。
- 建物に入るときに行っている入庁時の所持品検査と、事件ごとに法廷前や事件関係室で行っている個別の所持品検査と分けて御説明申し上げる。入庁時の所持品検査については、検査を免除されている方を除いた全ての方に検査を受けていただいている。免除されている方と検査を受けていただいている方の割合については、数字を持ち合わせていない。他方、個別の事件ごとに裁判長又は裁判官の指示の下で行っている所持品検査については、先ほど総務課長から御説明した際に、昨年6月16日の事案以降、建物1階における入庁時の所持品検査を開始した

本年1月12日までの約7か月間で、刑事事件において約360回（の検査実施）と申し上げたのは、いわゆる身柄を拘束されていない被告人については、全期日ということになる。一人の被告人に対して複数回行った場合も含む延べ数である。ただし、それが全ての刑事事件のうちの何割に当たるかという点については、数字を持ち合わせていない。建物1階における入庁時の所持品検査を実施してから行われた個別の事件ごとの所持品検査については、先ほど総務課長が御説明したとおり、被告人ではなく傍聴人を対象としたものを1回実施している。

次に、民事事件については、先ほど総務課長から、保護命令事件、いわゆるDV事件において18回、その他の民事事件において6回実施したと申し上げたが、民事事件は母数を持ち合わせていないことから、私の印象で申し上げると、割合としては極めて少ないものと思われる。実施された事件は、当事者の感情的な対立が特に激しいなどの特別な事案であったという認識であり、DV事件であっても代理人弁護士が付いているという事情などがあれば、ケースバイケースで判断していることから、実施している回数の割合としては、いずれも極めて少ないということになると思われる。

- ◎ 件数は多くないと思われるが、入庁時の所持品検査と個別の事件における法廷前や事件関係室での所持品検査と二重に実施されるケースもある。どのような場合があるか御説明する。
 - 先ほど述べた傍聴人を対象として行った1回の所持品検査については、覚せい剤取締法違反の事件であり、被告人が自白したことなどについて、恨みを持っている暴力団関係者が多数傍聴する可能性があるという情報を踏まえ、二重の検査を実施したものである。
 - ◎ 入庁時の所持品検査を一律に行うほかに、危険性がより高いと思われる事案については法廷前等で二重に検査を行うという理解でよいか。
 - そのとおりである。もっとも、当時はまだX線検査が始まる前の時期であり、所持品については、入庁時にかばんの中を目視で確認することができる程度であり、かばんの中に手を入れて中を探るわけにもいかないといった事情なども、二重に行う際の考慮要素としていたと記憶している。
 - ◎ 大規模災害を想定した安全確保についても御質問があれば、お伺いしたい。
 - 民間企業では、大規模災害に備えてBCP（業務継続計画）を策定し、何日で業務を復旧させるかという目標を定めて計画を立てている。裁判所では、BCPを策定しているかお聞きしたい。
 - 阪神淡路大震災を契機として、裁判所においてもBCPを策定している。裁判所においては、大規模災害の発生直後、発生日、発生翌日、発生翌日以降と、段階ごとに分けて、行るべきことを整理している。事件の種類にもよるが、緊急性を有する業務等もあることから、優先業務の担当者を定めて処理できるようにするとともに、

訓練も行っている。また、裁判の当事者等に対しては、公共交通機関やライフラインの状況を見ながら、柔軟な対応をするようにしている。

- 大規模災害が発生した場合、法廷を開くなど裁判所の機能を維持する上では、どのようなことが障害になるかお聴きしたい。
- 今後の課題として、東日本大震災は勤務時間中に発生したが、これが土日などに発生した場合に職員が集まって対応できるのかということが挙げられる。仙台地裁は徒歩圏内に相応の人数の職員が居住しているが、管内の支部によっては、多くの職員が仙台から通っている場合もある。道路や公共交通機関が途絶えている場合に、そもそも裁判所に集まれるのか、裁判を開くことができるのかといった点について検討を要する。やはり、情報が大事であり、東日本大震災では電話よりもメールでのやり取りが有効であったという経験則もあることから、管理職員については携帯電話だけでなくメールでも連絡が取れる態勢を執るなど、震災で得られた経験則を今後に生かせるよう、課題等の洗い出しをした上で、必要な対策を組んでいくところである。
- 大規模災害の発生に備えての食糧や水の備蓄は、職員分か、避難者分も含めたものか。分量はどのくらいかといった点についてお聴きしたい。
- 備蓄については、全国的には1週間分程度を備蓄している庁もあると聞いているが、仙台高地簡裁合同庁舎としては3日分程度を確保しており、来庁者分も見込んでいる。
- 市や県との横の連携の中で、この庁舎も大規模災害時に避難者を受け入れるための建物として機能するのかお聴きしたい。
- 東日本大震災後に免震工事を行うまでは、避難先の建物としてそもそも登録ができないレベルであった。今後、県や市と連携し、そうした要請があった場合には、改めて検討することとなる。また、県内の他の支部について、例えば、ある支部では、市から緊急避難先としての登録を依頼されたが、土日に当直員が常駐していないといった事情を伝えたところ、登録は無理であると判断されたということもあった。そのような支部については、食料の備蓄は、職員の人数分プラスアルファ程度に留めている。
- 大規模災害によりライフラインが停止した時に備えて、仙台地裁には自家発電機があるかお聴きしたい。
- 仙台高地簡裁合同庁舎として、継続的な自家発電はなく、必要最小限の非常電源用に限られる。
- 今回のテーマである来庁者の安全確保について、全国的に見た場合、あるいは支部と比較した場合に、仙台地裁の取組における特色はあるかお聴きしたい。
- まず、危険物の持込み等の関係について、仙台地裁本庁と管内の支部とを比較すると、入庁時の来庁者全員を対象とした所持品検査を行っているのは、仙台地

裁本庁のみである。管内の支部においては、個別の事件の必要性に応じて、法廷前や事件関係室でハンディタイプの金属探知機を用いた所持品検査を行っている。仙台地裁本庁と全国の裁判所とを比較すると、入庁時の所持品検査を行っているのは、東京、大阪、福岡、札幌などである。個別の事件の必要性に応じた所持品検査は、各府において行われている。

次に、大規模災害の関係について、全国的に、裁判所の庁舎は、国土交通省が定めた基準で耐震性が格付けされ、基準を満たしていないものについては改修を進める方針が取られている。当庁の建物は免震構造とする工事が行われたが、管内の支部については、よく見かけるような外部にX字に太いパイプを取り付ける耐震工事を行うなど、順次耐震性を高めていっているところである。なお、これは、全国的な動きであり、建築された年や強度に応じて順次工事が進められてきている。

- ペットボトルなどに入った液体の持込みについて、他の裁判所で所持品検査を行っているといった例はあるかお聞きしたい。
- 当庁において、今年1月15日以降に入庁時の所持品検査を実施するに際しては、先行して実施している府の実施状況を確認しており、先行府がそうした検査までは行っていないということを認識しつつ、先行府の検査基準に合わせたというのが実情である。
- 法廷前で行う所持品検査は職員が行っているとのことだが、職員に対する心理的負担への配慮や技術の習得の機会はあるのかお聞きしたい。
- 法廷等の前で行う所持品検査については、裁判所書記官や裁判所事務官が行っており、東京地裁の警務課というスペシャリストが揃った課が作成した職員向けの研修用DVD等を用いて、検査スキルを高める等の研修を昨年秋口に行ったところであり、今後も、職員の事務処理能力等を高めるような研さんを積んでまいりたいと考えている。
- 裁判所に防犯カメラがあるかどうかは不明だが、時間外に当直室入口をすり抜けて庁舎内に侵入された場合にはどのように対処するのかお聞きしたい。
- 本庁の当直室入口については、電子錠が備えられており、原則として突破できない仕組みになっている。ただし、ガラスを割られた場合等には、警報は付いていないことから、当直員が異常を感じて、警備会社や警察に連絡するなど事案に応じて対応することになる。ちなみに、同一敷地内にある家簡裁庁舎については、遠隔操作で防犯カメラで出入り口付近を監視することができ、夜間は当直員がいないので、機械警備をしており、不審者を感知すれば、当庁の当直室にも警報が鳴る仕組みになっている。
- ここからは、意見交換に移りたい。まず、委員の皆様が所属されている組織や団体等における「危害行為を想定した安全確保」や「大規模災害を想定した安全確保」に関する取組例について、可能な範囲で御紹介していただきたいと考えるが、

いかがか。

- 裁判所において、大規模災害が起きた際に備えて、法廷等での訓練が行われていると聞いて安心した。当社は、一般のお客様がいらっしゃる場であることから、防災訓練に力を入れており、年に3回ほど大きな訓練を行っている。最近取り組んでいるのが、健常者のみを前提とするのではなく、高齢者や車いすの方といった災害弱者の方の役割の者も設定したり、建物にあえて障害を設けたりして訓練を行うというものである。
- 当社は、裁判所のように利害の対立した方同士が訪れるということはないが、放送局ということで特殊性があり、アナウンサーを抱えていることもある、ストーカーじみた人が増えてきている。警備員の数を増やして、常時立哨をしてもらい、怪しい人を館内に入れないようにしているが、そうした人と一般の方とを区別した対応を取ることはなかなか難しい。危害行為が発生するようなことが多いわけではないので、割合緩やかな対応をしてきているが、今後、ゲートの設置等については検討中である。

また、大規模災害発生時については、我々放送局は電波を止めないということが至上命題であり、どんな場合でも電波を流し続けなければならぬという事情がある。震度5以上の地震が発生した場合は、全社員に安否確認のメールが送信されて、即座に返答してもらうことになる。各部門の管理者は、どの職員から連絡が来ていないか瞬時に分かる仕組みが取られている。また、メールがつながりにくい事態も想定されることから、LINEもそれぞれの部門でつなげて、併せて利用することで、二重に安否確認をしている。そのほかにも、放送を止めないために、電源喪失に備えて、発電機の燃料を1週間程度確保するようにしている。

なお、東日本大震災の際には、周囲の建物の電気がついていない中、当社の建物は電源が確保されていたため、帰宅困難者が多く訪れた。食料や携帯電話の充電を求められ、受け入れて対応したところ、人が人を呼ぶ形となり、職員分の食料があつという間に足りなくなる状況となった。1日300人として1週間持たせられるよう蓄えているが、限界もある。一般の方を救援しながら、業務も継続するという点に難しさがあり、今後更に検討が必要な課題である。

- 我々も裁判所と共に刑事事件を扱っているということで、危害行為を想定した安全確保については、裁判所と同様の対策を取っているところである。入庁者に対しては、平日は1か所の出入口で対応しており、電動式のゲートで、行政の公務員には共通かもしれないが、ICチップの付いた身分証がないと入れない仕組みとなっている。一般の方は、ゲート式の金属探知機を通って検査を受けてもらっている。たまに報道されるところであるが、身柄を確保されている者が取調べ中に逃げようとすることがあることから、腰に付いている紐を椅子に結び付けたり、取調べ中は部屋に鍵をかけたり工夫しているが、まれに逃げることがあるので、逃げた場合を想

定した訓練も行っている。また、逃げた人間が府外まで逃げられないように、建物から出るときにはICチップ付きの身分証がないと出られないようゲートを改修している。

- 宮城県庁では、危害行為を防ぐために24時間建物内を防犯カメラで監視していて、何かあれば警備員が駆け付ける態勢を執っている。また、当方でも、民間の警備会社に依頼をしている。
- 当方は銀行であり、銀行強盗が来れば、危害行為を加えられるおそれはあるが、防御するための物は基本的にはないので、言わわれたとおりにお金を出すのが基本である。非常ベルがあるので、すぐに警察を呼ぶということで対応することになり、もし、凶器等で危害を加えられがあれば、止めようがない。病院やデパートなど、多くの人が出入りする場所では、危害行為の抑止は難しいと考えている。
- 市役所では、県庁と同じように、訪問者に対して、入口での所持品検査はしていない。ただ、時間外は出入り口を限定しており、名簿を備えて入出者を管理するなどしている。大規模災害に関して、市役所では、大震災以後、各課が小中学校の指定避難所を担当できるよう役割分担をしている。BCPは既に策定しており、今後は、他の自治体からの応援職員の受け入れに関する計画の策定を進めている。
- 私は医師会に所属しており、開業医から大学病院の医師までたくさんいるので、団体としての意見を述べるのは難しいところがある。医療機関では、訪問者の事前の所持品検査等は行っていない。そういうことをすれば患者さんがびっくりして来なくなってしまう。そもそも建物内には凶器になり得るものが幾らでも存在しているから意味がないのである。危害行為の発生よりも、入院患者等への検査の方が問題が大きいと考えている。危害行為も天災のようなものと考えるしかないと思っている。例えば、ケネディを暗殺したオズワルドは建物を出たところで殺された。では、1キロ圏内にいる人を全てチェックするのかということになる。安全対策については、保健所や警察署、消防署が各診療所や病院を点検し、問題点を指摘するので、各々が対応を行っている。大きな病院では大規模災害のマニュアルを作っている。大震災の時に問題となったのは、妊産婦と透析の患者の受け入れであり、今は県を越えての連携等で対応することになっている。小さい病院の職員は、自分で自分の命を守るようにするしかない。まず患者のことを考えて、自分たちのことは二の次になる。団体の特性上、自分たちに危害を加える人はそうはない、という風に人を信じることで成り立っているところがあり、裁判所とは異なる点であると考える。
- 当方においても、一般の方が建物内に入る際には、身分や所持品の検査を行っていない。ただ、警備員が危険だと判断した場合には、声を掛けるが、手を出したりはしない。すぐに警察に連絡して対応することになる。
- 裁判所における「危害行為を想定した安全確保」や「大規模災害を想定した安全確保」に関して、今後に向けた提案等の御意見があれば、伺いたい。

- 昨年6月16日の事件が発生し、周辺にある学校等の保護者は不安に思っていると思う。そうした近隣の施設に対して、裁判所が取っている対策についてPRしたり、連携を図ることも必要ではないか。
- 当庁の周辺には、小中学校や保育園、幼稚園もあることから、昨年6月16日の事案発生時や、その後10月30日に行つたシミュレーション訓練時においても、裁判所において何が発生し、どういう状況かといった情報については、速やかにお知らせをするようにしてきたところである。その限りでは近隣との連携を進めてきたところであるが、御指摘のとおり、常日頃の一般的な取組等を御説明するといった点についてはこれまで行ってきていません。今後、実施していく方向で検討してまいりたい。
- 危機管理に関しては、全国の裁判所が、バラバラに対応している印象を受ける。必要に迫られてからあちこちで対応しているように見えるので、全国の裁判所が経験を持ち寄って、意見交換をして統一的な対応をしていくための場があるといいと思う。また、来庁者に対して、もっと事前に、手荷物を少なくして来庁してくださいなどといったPRを行うことで、所持品検査に対する心理的負担を減らすことができるのではないかと考える。
- 裁判所の役割を人々に提示していくときに、開かれた場として役目を果たしていくか、リスクを持ち込まないように閉じられた場とするかという問題があると考える。本日の説明は、リスク対応を自然的リスクと裁判所的リスクと二つの次元に分けるということであると理解した。これらについて、以下述べたい。自然的リスクへの対応については、当方も女子大学であるところ、2011年以降、被災地でずいぶん活躍したと聞いており、正に地域に開かれた大学としての使命で、みんなを受け入れるということで、体育館に避難者を受け入れたり、病院関係者に温かい食事を届けるといったボランティア等をしたと聞いている。それ以降は、大規模災害に備えて、救助のヘリコプターに実際に乗り込むなど、リスクをより具現化した、大規模で真剣な訓練を行っている。自然リスクに対して、裁判所が公の大事な場であるとすれば、丁寧にリスクに備えることが大事であると考える。また、公と私の分離という部分が分からない。すなわち、公の場でありながら、警備は民間を用いているということについて、それがいいかどうかという点である。当方では、入口で警備会社の方が厳しく対応していて、日中は女性も警備していて、ソフトではあるが、職員全員の顔を覚えていて、きちんと対応している。それは、内部に学生たちの寮やこども園があり、命を守る責任があるからである。自然的リスクに関する話としては、公という立場で何を守るのか、どこまで開かれているべきかという議論が必要ではないかと思う。もう一つの裁判所的リスクへの対応という点については、今日の説明からはよく分からないところもあった。また、裁判所という役割を人々に提示していくときに、開かれた場としての役目を考える必要もあると考える。そして、裁判所ならではの役目の中でも、全部を開くわけにはいかない、リスクに対処するということの意

味では、このような時代の中でデリケートな事案も増えていると思われる所以、昨年6月の事案のようなことが起きる前に、事前によりきめ細やかな配慮をしていくことが必要であると考える。

- 開かれた裁判所ということへの要請と、リスクへの対応ということとのバランスを取るというのは、非常に難しい問題であると考えている。
- 昨年6月16日の事案が発生した時には、そのようなことをする人が検査等を受けることなく裁判所に出入りできてしまうことへの驚きがあった。しかし、現状を見ると、開かれた裁判所という考え方からすれば、そこまで所持品検査を厳重に行う必要があるのかという思いがある。先ほどの説明だと、事件ごとに法廷等の前できめ細やかに所持品検査を行っているとのことである。事件とは関係のない人が庁舎内で暴れたというような事案があれば別であるが、個別の対応で十分なのではないかとも思う。私も依頼人を連れて法廷に来ることがあるが、皆さん構えるような感じになってしまふ。それだけ効果的とは言えるが、開かれた裁判所にはなりにくいのではないか。依頼人の中には、コンビニの人ということで、たまたまはさみを持っていたことがあり、ロッカーに預けたことがあった。来庁者一般を対象とした所持品検査を行うと、一般の方は、裁判所に入りにくい印象を持つてしまうのではないか。今の態勢で安全は徹底できるかもしれないが、事件ごとの対応でも緩和できると思う。
- 開かれた裁判所という考え方について、私は、違う考えを持っている。やはり、裁判所は、紛争について裁判をする場であることからすると、市民としては、まず第一に、誰もが安全を確保された場で、公正な裁判をしてもらえるということが大事であると考える。大昔、裁判がないところでは、力で、不公正に物事が決められるということがあったと思う。しかし、現代では、裁判所という仕組みがあることによって、誰もが、安全を確保された場で、公正に裁判をしてもらえる。したがって、開かれた場にすることで安全が脅かされるよりは、まず安全を確保してもらいたいと考える。
- 私も同様の意見を持っており、裁判所は紛争を抱えた方が来る所であることからすれば、どのような立場の人にとっても安全な場所であるべきと考える。したがって、ある程度の権利の制約があるとしても然るべきであって、入口で所持品検査等を行って、安全であることを確実にしてから庁舎に入ってもらったほうが、裁判所が信頼されるというか、皆が安心して来られる裁判所になると思う。
- 検査において、どこまでチェックをするかということは難しい問題である。裁判所において、所持品検査を徹底するというのであれば、検査から除外される人をゼロにするべきとか、液体の持込みについても検査するべきということになると考へられる。また、危害行為が対立する当事者や傍聴人に向けられるものであるとすると、コスト的に許されるのであれば、法廷の柵をしっかりとしたものにするなどすれば、一律の所持品検査でなくとも危害行為に対応できるのではないかとも考える。開かれ

た場ということとの兼ね合いを考えるのであれば、例えば、乗り越えられない程度のアクリル板のような柵を設置することも考えられるのではないか。

◎ 調停等の手続では、事件によっては、当事者同士の対立が激しい場合などに、当事者が出頭する時間や場所をずらして、双方が接触しないようにするというような取組もされているところである。

○ 危害行為に対しては、来庁者や市民への事前広報による予防的な措置が必要ではないかと考える。また、リスク評価をした上で基準を立て、危険の予測される事件を類型化した上で、その基準に基づいた段階的な対応を行うことで、一律の所持品検査等によらない対応ができるようにも思う。

第33回仙台地方裁判所委員会

裁判所における 来庁者の安全確保について

平成30年5月15日

今日の予定

- 1 裁判所からの説明
(休憩)
- 2 意見交換
- 3 前回委員会での意見等を踏まえた取組などの報告
- 4 次回のテーマ及び開催日

◎裁判所からの説明

- 1 危険物を用いるなど危害行為を想定した安全確保
- 2 大規模災害を想定した安全確保

- 危険物を用いるなど危害行為を想定した安全確保

「現在の警備態勢に至った経緯等」

- 刑事事件及び民事事件における警備態勢

- (1) 法廷前における所持品検査の実施状況
- (2) 警備を要する事件の情報の収集

- 裁判所庁舎における警備態勢

- (1) 庁舎管理権
- (2) 入庁時の検査

- 緊急事態発生時における具体的な対処方法

- (1) 初動対応
- (2) その後の対応

2018/5/15

- 緊急事態発生時訓練の実施状況

- ア 入院検査等シミュレーション
- イ 法廷等での訓練
 - (ア) 警報ボタン鳴動確認等
 - (イ) 机上シミュレーション
 - (ウ) 実地訓練

2018/5/15

- 関係機関との連携

2 大規模災害発生を想定した安全確保

- (1) 来院者の安全確保
- (2) 東日本大震災等の大規模地震の教訓を踏まえた安全確保

2018/5/15

◎裁判所からの説明に関する質問等

2018/5/15

意見交換事項

- 1 裁判所以外の団体等の取組等
 - (1) 危害行為を想定した安全確保
 - (2) 大規模災害を想定した安全確保
- 2 今後に向けた提案
 - (1) 危害行為を想定した安全確保
 - (2) 大規模災害を想定した安全確保

前回委員会での意見等を踏まえた取組などの報告

「裁判員制度に関する広報等の取組」

2018/5/15

閉会

ありがとうございました。
お疲れ様でございました。

2018/5/15